

函館市集団資源回収推進奨励金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集団で資源回収を実施している団体（以下「回収団体」という。）に対する資源回収推進奨励金（以下「奨励金」という。）および回収団体から資源回収を実施している業者（以下「回収業者」という。）に対する資源回収推進謝礼金（以下「謝礼金」という。）を支給することにより、一般家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物の減量と資源の再利用を促進することを目的とする。

(回収団体)

第2条 奨励金の支給対象となる回収団体は、函館の街をきれいにする市民運動協議会に加入している町会・自治会、老人クラブその他の団体等とする。ただし、次に掲げる団体等は対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者となっているとき。
- (2) 暴力団員と密接な関係を有するとき。

2 回収団体は、市が行う集団資源回収に関する調査に協力するものとする。

(回収団体の集団資源回収実績の報告)

第3条 回収団体は、別表第1に定めるところにより、集団資源回収実績を報告するため、集団資源回収実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出するものとし、報告する品目は、別表第2に掲げる品目（以下「対象品目」という。）とする。

2 回収団体は、引き渡した資源物の品目およびその数量を登録業者と相互に確認を行うものとする。

(奨励金の支給対象)

第4条 奨励金は、回収団体が回収した対象品目を、市長の登録を受けた回収業者（以下「登録業者」という。）に引き渡した実績に応じて支給するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象品目それぞれについて別表第2により算定した金額を合計した額とする。

(奨励金の支給の決定)

第6条 市長は、第3条の報告書を審査し、適正と認めたときは前条により支給すべき奨励金の額を確定し、奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により回収団体に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第7条 市長は、別表第3に定めるところにより、回収団体に対し奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還および不支給)

第8条 市長は、回収団体が次に該当する場合は、支給した奨励金の全部または一部の返還を命ずることとし、以後当該団体に対する奨励金の全部または一部を支給しない

ことができる。

- (1) 虚偽の報告その他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 第2条第1項各号に該当することが判明したとき。
- (3) 集団資源回収実績の報告が、著しく信頼性に欠けると判断したとき。

(回収業者)

第9条 謝礼金の支給対象となる回収業者は、回収団体から資源物を回収し、古紙問屋等に引き渡すことができる法人または個人とする。ただし、次に掲げる法人または個人は対象としない。

- (1) 暴力団員が代表者または役員となっているとき。
- (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、または使用しているとき。
- (4) 暴力団員と密接な関係を有するとき。
- (5) 過去に虚偽の申請その他不正の手段により奨励金および謝礼金の支給に関わった回収業者の代表者が、法人の代表者、役員または従業員であるとき。

(回収業者の登録)

第10条 第4条の市長の登録を受けようとする回収業者は、資源回収業者登録申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 函館市および他市町村の市町村税に滞納がないことを証する書類
 - (2) 法人の場合は登記簿謄本または登記事項証明書の写し、個人の場合は代表者の身分証明書の写し
 - (3) 口座振替払依頼書
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは資源回収業者として登録し、資源回収業者決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。
- 3 登録業者は、登録事項に変更があったときまたは登録を廃止しようとするときは、速やかに資源回収業者登録(変更・廃止)届書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、登録業者が次に該当する場合は、当該登録業者の登録を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の報告その他不正の手段により奨励金および謝礼金の支給に関わったとき。
 - (2) 前条各号に該当することが判明したとき。
 - (3) 市長が特に必要と認めるとき。
- 5 登録業者は、回収団体と取り決めた集団資源回収業務を、誠実に履行するものとする。
- 6 登録業者は、市が行う集団資源回収に関する調査に協力するものとする。

(登録の更新)

第11条 前条の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新を受けようとする登録業者は、前条第1項第1号および第2号の書類を添付する。

(登録業者の集団資源回収実績の報告)

第12条 登録業者は、別表第1に定めるところにより、集団資源回収実績を報告するため、集団資源回収実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出するものとし、報告する品目は、第3条第1項に規定する対象品目とする。

2 登録業者は、回収した資源物の品目およびその数量を回収団体と相互に確認を行うものとする。

(謝礼金の支給対象)

第13条 謝礼金は、登録業者が、対象品目を回収団体から回収した実績に応じて支給するものとする。

(謝礼金の額)

第14条 謝礼金の額は、対象品目それぞれについて別表第2により算定した金額を合計した額とする。

(謝礼金の支給の決定)

第15条 市長は、第12条第1項の報告書を審査し、適正と認めたときは前条により支給すべき謝礼金の額を確定し、謝礼金支給決定通知書（別記第6号様式）により登録業者に通知するものとする。

(謝礼金の支給)

第16条 市長は、別表第3に定めるところにより、登録業者に対し謝礼金を支給するものとする。

(謝礼金の返還および不支給)

第17条 市長は、登録業者が次に該当する場合は、支給した謝礼金の全部または一部の返還を命ずることとし、以後当該業者に対する謝礼金の全部または一部を支給しないことができる。

(1) 虚偽の報告その他不正の手段により謝礼金の支給を受けたとき。

(2) 第9条各号に該当することが判明したとき。

(3) 集団資源回収実績の報告が、著しく信頼性に欠けると判断したとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第10条第2項の規定による回収業者の登録に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても同条の規定の例によりすることができる。

(函館市資源回収推進奨励金支給要綱の廃止)

- 3　函館市資源回収推進奨励金支給要綱（昭和56年12月1日施行）は、廃止する。
(函館市資源回収推進奨励金支給要綱の廃止に伴う経過措置)
- 4　この要綱の施行の日前に回収団体が行った集団資源回収に係る奨励金については、前項の規定による廃止前の函館市資源回収推進奨励金支給要綱の規定の例による。

附 則

- 1　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第12条関係）

回収期間	提出期限
1月から6月まで	7月末日
7月から12月まで	翌年1月末日

別表第2（第3条、第4条、第12条、第13条関係）

品目	報告対象	奨励金		謝礼金	
		支給対象	金額／1kg	支給対象	金額／1kg
新聞	○	○	3円	○	1.5円
雑誌	○	○	3円	○	3円
ダンボール	○	○	3円	○	3円
紙パック	○	○	3円	—	—
リターナブルびん	○	○	3円	—	—
金属類	○	○	3円	—	—
スチール缶	○	—	—	—	—
アルミ缶	○	—	—	—	—
布類	○	○	3円	—	—
空き箱	○	—	—	—	—

備考

- 1 上表に掲げる品目の重量に1kg未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 リターナブルびんの重量は、1本を0.75kgに換算するものとする。
- 3 新聞について算定した謝礼金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第7条、第16条関係）

回収期間	支給期限
1月から6月まで	9月末日
7月から12月まで	翌年3月末日

集団資源回収実績報告書

函館市長様

団体番号			年月日回収					
回収団体	住所 団体名 代表者名			回収業者	住所 名称 代表者名			
品目	数量	業者買取価格		品目	数量	業者買取価格		
		単価	金額			単価	金額	
新聞	kg		円	金属類	kg		円	
雑誌								
ダンボール								
計								
紙パック	1.0ℓ							
	0.5ℓ							
	0.2ℓ				スチール缶			
計(0換算枚数)		枚		アルミ缶				
計	kg			計				
リターナブルびん		本		布類	kg			
						個		
						計 (1個当たり 5kgとします。)	個/kg	
					合計	kg		
					上記のとおり報告いたします。			
					回収品目外廃品処理の品名・数量(kg)を記入してください。			
	計 1本当たり 0.75kg とします。	本 kg			備考	(環境部、団体などへの通信事項(回収時間等)としても利用してください。)		

※ 数量については、根拠となる計量伝票を添付の上記入してください。

別記第2号様式（第6条関係）

奨励金支給決定通知書

年 月 日

様

函館市長

先に集団資源回収実績報告書が提出された集団資源回収について、次のとおり支給額を決定したので通知します。

記

1 支給決定額 円

2 支給対象期間 年 月から

年 月まで

別記第3号様式（第10条関係）

資源回収業者登録申請書（新規・更新）

年　月　日

函館市長様

商号または名称				
所在地または住所				
代表者職氏名				
電話				
従事人數				
営業所				
取扱い品目 (該当する品目を○で囲んでください。)	・新聞　・雑誌　・ダンボール　・紙パック			
	・リターナブルびん			
	・金属類			
	・布類			
	・空き箱			
使用車輌台数	・1トン車	台	() トン車	台
	・2トン	台	() トン車	台
	・3トン	台	() トン車	台
資源納入先	・新聞・雑誌・ダンボール			
	・紙パック			
	・リターナブルびん			
	・金属類			
	・布類			
・空き箱				
確認事項 (確認し□にレをつけてください)	<input type="checkbox"/> 当社は、函館市集団資源回収推進奨励金等支給要綱第9条第1項(1)～(5)に該当しておりません。			

函館市集団資源回収推進奨励金等支給要綱に基づき、回収業者の登録を申請します。

<添付書類について>

この申請書を提出する際には、次の書類を添付すること。

- (1)函館市および他市町村の市町村税に滞納がないことを証する書類
- (2)法人は、登記簿謄本または登記事項証明書の写し、個人は代表者の身分証明書の写し
- (3)口座振替払依頼書 ※更新時は不要

別記第4号様式（第10条関係）

年　　月　　日

様

函館市長

資源回収業者決定通知書

年　月　日付けで申請のあった資源回収業者登録については、
函館市集団資源回収推進奨励金等支給要綱第10条第2項の規定により、
下記のとおり登録をしたので通知します。

記

1 商号または名称

2 登録番号 第号

3 登録年月日 年月日

4 登録有効期間 年月日から

年月日まで

別記第5号様式（第10条関係）

資源回収業者登録（変更・廃止）届書

年　月　日

函館市長 様

所在地または住所

届出者 商号または名称

代表者 職氏名

登録番号および登録年月日 第 号
年 月 日

次のとおり資源回収業者登録の変更・廃止がありましたので、函館市集団資源回収推進奨励金等支給要綱第10条第3項の規定により届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

別記第6号様式（第15条関係）

謝礼金支給決定通知書

年 月 日

様

函館市長

先に集団資源回収実績報告書が提出された集団資源回収について、次のとおり支給額を決定したので通知します。

記

1 支給決定額 円

2 支給対象期間 年 月から

年 月まで